

第十回 参議院大蔵委員会會議録第十六号

(三三三)

昭和二十六年三月七日(水曜日)午後一時四十分開会

本日の會議に付した事件

○開拓者資金融通特別會計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○商品券取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改訂に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小串清一君) これより大蔵委員会を開会いたします。

都合によりまして開拓者資金融通特別會計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案を議題といたします。この問題はすでに政府の御説明がありましたので、御質疑を願いたいと思います。

○油井賢太郎君 昨日ちよつと政府側に資料の提出を求めて置いたのです。が、できておりますか。

○委員長(小串清一君) それは参つて

おります。開拓者資金事務局別、資金別貸付現在額、この表ですが。

○油井賢太郎君 そこでこの貸付によるところの最近までの成績ですね、いわゆる開拓に關しての実効がどの程度挙がつているか、或いはそれに対する弊害ですね、例えば開拓したために治山治水の上において相当影響を及ぼしたというようなことがあるかどうか、その点を先ず第一に御説明願いたいと思います。

○説明員(野田哲五郎君) 御質問の開拓の現況であります。御承知のこと、開拓は昭和二十年の終戦直後から始められまして、今日まで継続してあるわけであります。その実績をここに挙げておきます。昭和二十五年年度未現地で百二十万町歩、それからそのうち売却しが済んでおりますものが三十五万町歩ということになっております。それから入植者の状況でございますが、今日まで入植いたしました累計は十九万戸でありまして、現在残っておりますのは十四万戸でございます。約五万戸が脱落者ということになるわけでありまして、この入植者の包容しております総人口は七十五万五千ということになるわけでありまして、それからこの入植者のほかに地元増反というのがございますが、これが六十八万二千戸、六十八万戸増反を実施してあるわけでありまして、これらの入植者と増反者によりまして開墾の総面積は、今日四十一万町歩という数字を示しております。

す。で主要食糧の生産見込であります。開拓地は米は非常に少いのでありまして、麦とか雑穀とか、いわゆる米換算にいたしますと非常に率の悪い産物が多々ございまして、それで約二百五十万石の米換算の生産を示しております。

開拓者の営農の状況を簡単に申し上げますと、大体耕地面積にいたしまして、既存農家に對して、既存農家の一戸当りの平均面積に對しまして、現在開墾が済んでおります一戸当りの面積は三割くらい増であります。農機具の類におきましては、大体機械的な農機具におきましては、既存農家一戸当り平均の三割程度という状況であります。家畜におきましては、経営の特殊性から参るのであります。非常に既存農家と接近してございまして、例えば馬をとりまして、既存農家一戸当りに對しまして八三〇の数字を示しております。乳牛に至りますと、これは非常に数が増して参りまして、既存農家と一戸当り比較は二〇〇%という数字になつて参つております。で大体家畜面におきましては、既存農家の持つております比率よりも遙かに高いということが言えると思ひます。このことが要するに畑地の経営におきまして、家畜の糞尿、堆肥といふものを通じまして、畑地の生産力が急速に上つて行くことを暗示するものであります。先ほど申し上げました低い生産量というものが、今後急速に上つていくということを確信してある次第であります。今

まで開拓にかなりの金額が投資されておりますけれども、昭和二十四年度の末で考へて見ますと、約現金にいたしまして百五億の金が投ぜられております。それを物価によりまして価値換算をやりますと、三百二十億という数字が出て参りますけれども、開拓者が現在持つております資金を評価いたしますと、三百五十六億という数字を示すことができるのであります。これらから見まして、開拓が相當の御批判を各方面から受けましたけれども、實質的には着々と内容を充実しているということを御了解頂けるかと思うのであります。

次に開拓の持ちます欠点といたしまして、治山治水の面に及ぼす影響が御指摘がありました。この問題につきましては、若干当初の開拓におきまして急速なる農地買収をいたしました関係から、そういう事例が起きたかも知れぬのであります。たゞ、指摘はされておりますが、いざ現在について仔細に検討をいたしますと、かなり抽象的な議論が多かつたのであります。で、併しながら我々いたしましては、さような世論の御要求に應へまして、最近におきましては嚴重なる適地調査と開拓地計画を樹立することにいたしまして、その点を防止しておるのであります。少くとも今後の開拓の点につきましては御心配の点はないと思つております。

○油井賢太郎君 そこで、只今の御説明の中の脱落者が大体四分の一あるの

です。この脱落者に対するところの貸付金のいわゆる回収というふうなことは、どういふふうに見置かれておりますか。

○説明員(野田哲五郎君) これは資金融通法によりまして一時償還をせしめることになっております。只今までの成績は資金返還を命じたものが七千一百万円でありまして、それに対して収入済のものが三千八百百万円でありまして、残りの四六%、三千三百百万円は未収であります。これは当初におきまして脱落者は、ほかにいろいろ職業の途が発見されましたために転ずる者が多く、比較的順調に返還されたのであります。ところが最近における脱落者におきましては、生活が非常に困つて、止むを得ずほかに転ずるといふような状態でありまして、一時償還の成績がかなり低下して参つております。これに對しましては年賦償還の方法によりまして、更に追求して行くといふふうにしておるのであります。ことが年度と申しますか、我々いたしましては、今後この和解の方法によりまして、正式に年賦で取上げるといふような考へを持つております。

○油井賢太郎君 最後にもう一点伺つて置きたいのは、この資金においてですね、申込と、それから実際に利用される率ですね。どの程度潤いが、つまり開拓者に廻つておるか、その点をちよつと御説明願いたいと思ひます。

第六部 大蔵委員会會議録第十六号 昭和二十六年三月七日【参議院】

○説明員(野田哲五郎君) この資金は、原則として入植者に均等に貸付けられることになつております。従つて入植者……、但し非常にその営農成績が悪い、而もそれを打開する方策が十分立っていないという場合におきましては、資金の、危険がありますから、その点は抑えることにしております。併し原則としてしましては、平等公平に渡すということにしておるわけでありまして、そこで私どもとしましては、予算の範囲内におきまして、大体これくらいの資金が貸付けられるという目安を立てて開拓者に示しますと、その範囲内におきましておの必要なる計画をして申込むというふうなのが実情であるかと思ひます。

○松永義雄君 只今御説明の中で、最近の脱落は、いい仕事に転ずるというのでなく、生活の困難だということをお話でしたが、その事情、理由、原因、ちよつとお話し願ひたいと思ひます。

○説明員(野田哲五郎君) 開拓の当初におきまして、かなりこの開拓が容易に実現するというような希望を以て多数の開拓者が入られたわけでありまして、ところが開拓して見ますと、非常に困難な問題がございます。それは例へば家を作らなければならぬ、道路を作らなければならぬ、或いは又開墾をしなければならぬ。さうな困難な事情は、一般の既存農家においては見えない現象であります。さうなハンディキャップを負いながら、而も土地の條件が非常に劣悪でありましたので、遂に生業の見通しを立て得ないままに、経済が貧困になつて脱落する

というふうなのが多かつたのであります。私どもといたしましては、この問題は開拓に基本的な附きまとう問題もありましようけれども、一つは土壤改良について政府の手の打ちかたが非常に生ぬるかつたというふうなことから、この方面に力を入れ、本年度、二十六年度の予算におきましてはそれを考慮して頂くようになつておりますので、この点は非常に正されて行くかと思ふのであります。

○松永義雄君 最近の、終戦後における開拓者に対して税金のようなものはどういうふうになつておりますか。

○説明員(野田哲五郎君) 所得税につきましては、かなり開拓者の中から心配の聲が起つて参りましたが、實際上の問題としては余り何してないようであります。それから町村税におきましては、少額の税金が課せられております。

○松永義雄君 私の聞いたところによると、二十三年、四年頃の税金の關係、これが一般の都市並みの税金でかつて来て、とてもこれでは支拂いできないというふうな声が聞えて来たのであります。そのように税務署のほうでは税金をかけておりますか。

○説明員(野田哲五郎君) 事例といたしましては、さうな事例がままありまして、開拓者のほうからも所得税の免除に関する強い要望が出て参つたのであります。併しながらその事態に對応いたしまして、広く調べて見ましたところが、かなりその事例は局限されておりましたので、税務署と十分話をしまして、開拓の実情から見て適正なる査定を願うことになつた結果、今日では所得税に関する不満とい

うものはほぼ消滅したように思つております。

○松永義雄君 只今政府委員のかたは非常に樂觀的といふか、見かたをしておられるのでありますけれども、事實は殆んど経営の成り立たないような税金を課して来ているので、税務署に向つて大衆運動を持つて来ても、なかなか実情の納得を得ることができない。今日は幾らかわかつて来たようですけれども、只今お話のあつたように土地の肥えて、瘠せてという事で大きな差がありまして、それに対して一般並みの税金を課して来ること自体が、これは素人で考へても不可能のことなんで、そういうことによつて開拓者に対して非常な重圧を與えて来たのであります。

主税局のかた、誰も見えてないでしようか。

○委員(小串清一君) 主税局では見えておりません。

○松永義雄君 主税局のかたに開拓者に対する将来の取扱ひを聞きたいのであります。

○委員(小串清一君) それでは後ほど……。

○松永義雄君 要するに今お話のあつたように開拓者というものは瘦地へ向つて努力するのであり、これはもう普通以上の助力を與えなければならぬことは勿論で、そのためにさうした融資というふうな法案も出て来る。然るにそこへ持つて来て税金を課して来たのは、さうでなくとも普通の農家が税金の重荷に堪え切れぬ。ましてや開拓はそれに堪えられぬものじゃない。こ

ういふ点は非常に注意をせられてもらわな

きやいけないと思ふのですが、主税局の開拓者に対する取扱方針……。

○委員(小串清一君) 主税局の者を呼んでもらいたいという御希望ですか。

○松永義雄君 そうです。主税局から……。

○委員(小串清一君) それでは呼びにやりますか、ほかのことを……。

○清澤俊英君 ちよつとお伺ひします

が、さつき開拓者の数ですな、大体十九万といふのですな。

○説明員(野田哲五郎君) はあ。

○清澤俊英君 それからその次の十四万といふのは何ですか。

○説明員(野田哲五郎君) 五万戸脱落いたしまして、現在残つておりますのは十四万戸。

○清澤俊英君 それで増産開拓のほう

が六十八万戸、それで数字は間違ひないのですな。

○説明員(野田哲五郎君) 間違ひありません。

○清澤俊英君 それでは増産のほうで

は脱落は殆んどありませんね。そこで問題になりますのは、我々が見ますと、増産開拓は、とにかく経済的な非

常に強い裏付けを持つて入つておりますから、数も十八万戸あり、反別はちよつと違ひますが、従つて一人の開拓者も

ない。非常に成功している。結局十九万の約四分の一、五万戸が脱落するといふことは、折角入れた開墾事業に對して、いろいろ終戦当時、質も非常に適しない者もあつたかも知れませんが、大体において面倒の見かたが足らなかつたのじゃないか、こう思ひます

が、その点を一つはつきりさして頂き

たい。今も松永さんがお伺ひしている

通り、何がために脱落しているのだ、

こういうこと。この点を一つはつきり

お聞かせ願ひたい。

○説明員(野田哲五郎君) お答えいた

します。脱落が特に終戦直後に入植さ

れたかたに多い原因は、やはり終戦直後

の社会情勢を反映いたしまして、その

救済策として開拓事業が発売したわけ

であります。そのために開拓に希望さ

れるかたを無制限に入れたという点

から見まして、開墾に十分堪え得る能

力のあるかたを選定することができな

かつたということが第一点であるかと

思ひます。

第二点は、土地の状況が非常に悪

い。當時すべての人は、争ひまして交

通の便利な飛行場跡、練兵場跡に入

れたのであります。これを今日から

見ますと、いわゆる、農業用の土壌を

形成してないわけでありまして。これ

はもう岩石の分解したものに過ぎない

わけでありまして、かような所に開墾

を始めたということに非常に無理があ

つたと思ふのであります。その他、政

府の施策が緊急の場合でありまして、

今日から見ますと甚だ不徹底であつた

ということも認めざるを得ないかと思

ふのであります。

○清澤俊英君 それが事實は聞きます

と、どさくさまぎれに非常な不適当な

人を、国家的に連れて行き、その次に

は、全然これはもう初めからわかつて

おつたのですが、土質が全然開拓に向

かないで、却つて近隣の人たちは、あ

んな所へあいつ馬鹿なことを又政府

はしておると言つて、笑われるよう

な所へ入植させ、その上いろいろ道

路、交通、その他開墾上の諸施設が不

便で、不適当な施設をして置いて、そ

れが脱落して帰るということは、これは当然の話であります。従つてそれがまあ当然脱落して帰るから、今言いました資金返還が、一時に出したものはそれを返還したかも知れませんが、その後の返せんやつに対しては、徹底的な方針と、緩和策を講ずる、非常に含みのある話をお伺いしておりますが、こうして見ますと、私は入れた者が相当の責任を負わなければならぬ。入つた者こそ、私は、全然農耕に経験のない者が入つたのでありますから、従つてそれは指導して入れた者の責任で、却つて損害を出さなければならぬくらいに考へても差支えないと考へます。それほど徹底した考へはなくとも、そういう事情はもつとよく調べて、そういう何かの御処置をお考へできないでありませんか。できればもつと強硬な態度で、その脱落者からなお追求して、これを要求して行くという御対策を続けられるのかどうか、それが一点。それからこれと関連しまして、今現に入植しておる者も、殆んど入植してそこに居すわりの者が着いたとしても、これもその後の施策として排水の問題、或いは畑地に開墾したならば、相当の金額をかければ次に開田をなし得るような所に対しての特別の考へに、殆んど開墾地としての特別の考へがないようでありますので、そういう点に対して将来どうして行かれるのか、このまま、開墾地をあのままにして、道路も開墾せず、用排水もそのまゝにして置く、こういうふうにお考えで開墾事業を進めて行かれるのかどうか、大体お聞きして置きたいと思ひます。

○説明員(野田哲五郎君) 脱落者に対

する資金返還の要求の問題は、これは国の大切な資金を貸して頂いておるわけでありまして、私どもとしましては、酷にならざる程度におきまして、確実に返して貰おう、かように思つております。又我々の地方の仕事を持つていてくれる者も、その気持で進んでおるのであります。新潟県の事例のごときは、開墾者が脱落いたしました、学校の小使になつたわけでありまして、そこで約二万四借りておりますうちに、一万円はどうしても自分で返すことができません、あと一万円は返すことができないというふうな事態が起りました。その場合に県の融資の係の人が、それではあとの一万円は月賦で返してくれるならばというふうなことで、金融機関から用立てて、二万円返してくれたというふうな事例もありません。中には自分で喰ひ潰した金であるけれども、これは政府の責任であるというふうな気持を持つておる開墾者もあるかと思ひますけれども、開墾者一般といたしましては、この資金が非常に大切なものである。どうして返さなければならぬという気持を持つておるのであります。その気持を阻害するような対策は成るべくとりたくない、かように存じておるわけでありまして、

それから今後のやりかたにつきましても、御指摘のように、畑から開田へという問題もありますが、我々としては、従来日本において非常に開墾されておりました畑地経営を、この開拓によりまして確立したいという強い希望を持ち、又開墾者の多くの人もさうな考へ方を以て進んでおるわけでありまして、そこで先ほど申しましたように、家畜の類が非常にたくさん入つて来るといふような実情であります。但し簡単に開田ができる、或いは簡単に灌漑ができるというふうな所につきましては、是非実現をお願いしたい、かように思つております。

○油井賢太郎君 これは主計局のほうへお伺いして置きたいのですが、この特別会計予算を見ますと、ただ単にですね、今年の収入予算と支出の予算を計上しておるので、それはまあ今資料を要求したので、全貌は明らかになつたわけですから、例えは現在のこの資金として出ているのは五十二億近いものが出ているのですが、この計算によりまして、今年度の収入、例えば十六億なら十六億、これしか出ていない。これだけでは一体この特別会計の全貌というものは、どうなつておるかということが明らかでないのです。将来は、今年はどう間合に合わないとしても、これはやはり全般的です。事業の総計も載せて置いたほうが、我々審議する都合上いいことではないかと思ひますが、そういうことはお考えになつておられないのですか。ほかの特別会計にも恐らく同様なことはいふのです。

○政府委員(佐藤一昭君) 特別会計は国会にたまに出て参るのですが、私も今度開墾者資金の改正に際して、予算を、よく、添付書類を見ますとですね、どうも不十分の感じを持つております。実はこれについては来年は直そうという話もしております。できるだけ今のような意味の御要望に副えるようなものを出したい、こう思ひます。

するといふと、これらの資金は、入植者に対しては公平、平等に貸付けをするといふように承つたのでありますが、それは勿論予算の範囲内で行われることになるのであります。そういういたしますと、実際の営農なり住宅なり、それらの用途につきましても、所用とする実額と、貸付けをせられる額との間には開きがあるように思われるのであります。その実際の所用額と、この制度によつて貸付けを行なつておるのか。それからそれが非常に開きがあり、いたしますと、その不足部分といふものは、一体どういふ方法で調達をされておるのか、或いは入植している諸君は、非常に経済的に弱者でありまして、困つておるかたと思つておるのですが、そういう場合と他の方からその不足分を調達するにしますれば、そこには非常に無理がかつて来るというふうにも思われるのであります。そういう無理がかつて来るところに、十九万戸入植したけれども五万戸脱落をした。その五万戸には、原因はそういうことばかりではないかと思ひますが、そういうこともかなり一つの大きなファクターとして考へられるのではないかと思われるのであります。若しそうだといたしますれば、予算の範囲内で、いわゆる公平平等に、広く薄く行くといふような建前ではなくて、もう少し徹底して行くような考へを持つたほうがいいのではないかと、そういう点に考へられるのであります。それらの点につきましても、実情を一つお話し願ひたいと思ひます。

○説明員(野田哲五郎君) 開拓地の開拓農家の場合におきましては、地域別に

によりまして、大体経営面積もきまつて参りますし、従つて経営の内容も異なつて参りますので、私のほうでいろいろの累計を作つて、実情に照らし合わせながら考へておるわけでありまして、それによりまして、一番代表的に考へられますのは、二年三作地帯といふことにしておりますが、これの総所要資本額は四十六万四千円かかるわけでありまして、それに対して現在の政府の助成と融資とを合わせますと二十三万円程度であります。従つてここに相当の……二十三万円程度の差額が出て来るということが考へられます。但しこのほかに建設工事といふようなものが行われるところもありまして、それに労賃も入りますが、この差額の二十三万円というものは、我々が希望する経営の発展の程度を犠牲にする、或いは又自分の労賃の収入によつて補つて行くといふようなことで来ておるわけでありまして、そこで我々といひましては、成るべく必要な金を早く注ぎ込んでもらひまして、開拓が早く実現することを希望するのであります。なか／＼国の財政の都合でできませんので、若干スピードを犠牲にしながら行つておるといふような実情でございます。で御指摘の公平、平等主義はやはり一戸なら一戸を入れました以上は、それをすべての人が先ず第一に脱落しないように持つて行く、第二にはすべての人がよくなつて行くように持つて行くといふ考へ方でありまして、秀才教育はできるだけ避けたいという気持で、基本的な原則はやはり公平で行きたいと思つております。併し立地条件の差もありますし、又それ

によりましていろ／＼経営上の内容の差もありますので、或る程度の彼此融通と申しますか、或る程度一部に厚く一部に薄くということは実施しておる次第であります。

○九鬼紋十郎君 この参考資料を見ますと、地方が非常に局限されておるように見えます。殊に仙台なんかが殊に多いという事情はどういうことによつてきまるのでありますか。

○説明員(野田哲五郎君) 仙台以下左に並べておきますのは、御承知のように農地事務局の管内を示しておきます、仙台農地事務局等の……。そこでこれらの事務局におきましては、統括しております。県の数が違いますし、又府県によりまして開拓者の数の大小が非常に異なるわけでありまして、東北は開拓の大株主でありまして、ここに非常にたくさんの方が入殖をしておる関係でかようなことになつておるのであります。

○九鬼紋十郎君 それでいろ／＼の事情から考えれば、北海道なんか相当開拓地域が多いのじやないかというように考えますが、そういうことを、或いは政府のほうで多少指導的に計画して開拓をやらせるというような意図はないのですか。

○説明員(野田哲五郎君) お話の通り、やはり北海道が開拓上非常に大きな位置を占めることは我々も承知しておるわけでありまして、今までは要するに内地におきます問題が中心でありましたが、今後漸次内地のまあ未墾地というものが少くなりますので、重点は北海道、東北という所に移つて行くと思ひます。そうしてその移りかたにつ

きましては、これは計画的に実地するつもりであります。

○委員長(小串清一君) この案につきましては暫く質疑を保留いたしまして、次に公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案について御審議を願います。政府委員からこの案については一応なお御説明を願ひましょう。

○政府委員(佐藤一郎君) 簡単に御説明申し上げます。

御承知のように昭和二十四年度の予算から公団等、即ち政府機関と称しますものの予算を国会に對して提出いたしまして、御審議を願つておるわけでありまして、その手続等を規定いたしましたための法律として、現在公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律というのをごさいます、この法律に基いて国の予算と同じようなやりかたで、手続によつて国会に提案して御審議を願う、或いは又国の予算と同じような執行の仕方をして行くというやうなことが規定されておるのでござい

ますが、従来この暫定法律の中には、いわゆる予備費の規定が欠けておりました。政府機関の中には予備費を設けておつたものもございしますが、それは従来事業的な性質の政府機関が多いため、その収支尻を合わせるというやうなために予備費という名前を使つてあるという程度のものでしかなかつたのであります。法律上の制度といたしまして、やはりこれらのものにも予備費の制度を設けようというのが一点でございます。

それから繰越につきまして、御承知のやうな事業的な性格のものが大部分でございますが、繰越の規定を欠いておりました、非常に不便を感じたことがございしますので、繰越の制度をここに設けよう、その他字句の修正がございします。改正としましては極めて簡単なものでございします。

○委員長(小串清一君) 本案につきま

す、御質疑はありますか。

○油井賢太郎君 各公団が最近いろいろ問題が出ておるんですね、そういうものがないときでさへもあつたやうな問題がいろいろ出るのに、こ

ういうやうな予備費というやうな案が出た場合に、いろ／＼勝手な理屈をつ

けて、あとからあととそれの予備費を使うというやうな虞はないのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 只今の御心配はないと思ひます。と申しますのは、最近における公団の問題というものは、こういった関係のものでありまして、或いは不正行為でありま

予備費というものを置くことが適當であるという意味でやつております。現在の各種の公団の問題とは直接関係がない、こう考へております。

○清澤俊英君 今は公団で残つてい

るのは幾つありますか、名前を……。

○政府委員(佐藤一郎君) 現在残つておりますのは価格調整公団、食糧配給公団、肥料配給公団、油糧砂糖配給公団、産業復興公団、鉱工品貿易公団、繊維貿易公団、これらは昭和二十六年

度の予算としては、なお清算のための経費が計上されておるといふ意味で残つておるのであります、もう公団は全部解散するということになつてお

ります。現在には清算事務をするために残つております。

○清澤俊英君 そうしますと、公団の実際の運用でなくて、清算事務上、不足の場合今のこの処置をとられますと、そうすると只今油井さんが質問せられた、どうもそこに割り切れない何物かが残るやうですが、そうしますと、結論として、結局然らば油井さんの言われたやうな、非常に不明確なものに廻るのでなく、運用上の巾のあるもの、その流用の巾というものは、大体どんなところを指すことになるのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 実はこの法律の名前が、公団がなくなりまして、公団等というのをこの次の機会に、公団等というのをこの次の機会に変えるつもりでありますが、公団がなくなりまして、なお復興金融公庫、国民金融公庫、住宅金融公庫、或いは商船管理委員会とか、いろ／＼な例の政府機関と称するものはなお残つております。それでこの法律の適用は將來もまだありますので、この際こ

う制度の改正をやつておるわけでありまして、これは計画的に実地するつもりであります。

○油井賢太郎君 今のお話によつて、公団や何かの今までの予算を見ますと、昨年度でもやはり予備費は計上してあるんですね、公団では……。それで今のお話の公団等という、公団以外の等は、どういふ機関なんですか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは公団等と申しますのは、政府機関というものは、言葉が當時までできておりませんでして、現在この予算に政府機関というのがございします。この政府機関を指しているわけなんです。それを公団等という名前を書いてあるわけであり

○油井賢太郎君 そうしますと、もう公団はすでに予備費はちゃんと取つてあるんですね。この前の、つまり昭和二十五年でも。そうするとほかにまだ予備費の取つてないところのために、これは法を以て作るとなると、このところの名前が何ですか適当じゃないんじやないですか。それともほかの事業で公団が新しく働ける條件があるの、この公団等というものを使

つたというふうな意味に解釈していいんですか。

○政府委員(佐藤一郎君) これはおつしやる通りに名前がもう適当でなくなりました。それでちよつと申上げましたように、この次の機会あたりには他の改正すべき点等も合わせまして、この公団等という名前を政府機関というふうに直しますか、何か適当な名前に変えたい、こう考えております。殆んどおつしやるように、印象がもう従来は公団中心の政府機関であつたものですから、そのまま名前にしてありまして、現在としてはちよつとおかしい感じを持つのはおつしやる通りであります。できるだけ早い機会に直したい、こう思っております。

○油井賢太郎君 そこで第十二條あたり、予備費を使おうと思ふときは、大蔵大臣の承認を経なければならぬこととなるんですね。この承認というものは円滑に速かあるものなのですか。それともなか／＼嚴重な審査を経るからでないかと承認されないのですか、その辺のところを伺いたい。

○政府委員(佐藤一郎君) これは一般の場合の予備費であります。閣議決定等を経て非常に嚴重でございます。まあ公団等につきましても同様といずれも予備費の制度を正式に設けるということになりますと、大蔵大臣としては責任を持つて十分なる審査をいたしまして、そうして承認をして行く、こういうふうにしたいと思ひます。

○委員長(小串清一君) 別に発言もないようでありますから、質疑は盡きたものと認めまして、直ちに討論に入ることに御異議ございませんか。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めます。

○政府委員(佐藤一郎君) 御異議なしと認めます。

相当あるのですね。そういう事例を調査するところがあるかどうか。

○説明員(中島武君) それでは御質問の点について簡単に御説明申し上げますと、従来これらの農地証券が金融機関に流れている面について、勸業銀行において、或いは日本銀行等におきましても種々調査をして見たのであります。そのほかにも殆ど全国的にいろいろな金融機関がこれを買上げておられるというふうなことで、徹底した調査というものができなくて、大体の見当として、大体五億くらいのもので、さういふふうな面に流れているのじやないかというふうな見当をつけた程度であります。

○油井賢太郎君 そうするとあれですか発行総額八十八億に対して、金に困つて、いわゆる政府が償還するまでに農家から手放された額が五億、こういうふうなことなのですか。

○説明員(中島武君) 今の調査は、これは全面的に買上償還をやるといふ問題が二十五年度から始まつたわけでありまして、それが大体、それらの見込をつけたのが二十四年の末頃のことです。それから以後調査をしてない、全面的に買上償還をするということで、すべて国が買上げてしまふから、問題になつて来なかつたのであります。

○油井賢太郎君 その買上げの方法は、記号順とか、発行月日の古い順とかなつておられるのですか。それとも要望に応じて買上げたのですか。

○説明員(中島武君) 今の問題につきましては、当初いろいろ資金が足りなくて困つておられる、或いは冠婚葬祭等の場合に金が必要であるというふうな面につきましては、大体一月一戸当り二千

円を限度にしまして毎月買上償還をやつて、それからそのあとにおきまして、限度を五千円程度に引上げようじやないかという案が出て来まして、大蔵省のほうとも大体打合せをしまして、その線で行きつまつたのであります。今度全面的に買上げになつたわけでありまして、それにつきましては、買上げの順序というふうなことは別段考えずに、いろいろ討議されまして、たけれども、全面的に買上げというふうになりまして、発行の順序とかさういふものは全然考えておりません。

○油井賢太郎君 そこで実際にあつたことなんです、農家のいわゆる無知に乗じて、半額くらいで買集めたというふうな話も聞くのです。さういふふうなことがあつた際に、当局において最も温情味のある手段をとるのが至当ではなかつたかと思うのですが、さういふ噂や或いは話を聞いたとき、当局では何らかの対策を講じられたかどうか。

○説明員(中島武君) 御指摘の点につきましては、政府側としましていろいろ考えたのでありますが、それに対して実際に打ちました手としては、都道府県なり或いは市町村なりというものを通じまして、できるだけさういふものを買わないように、当時ばつ／＼国が全面的に買上げるというふうな兆しが見えて来た関係もありまして、さういふものを売拂わないようにというふうな指導の面はしておりますけれども、それに対する特別な救済対策というふうなものは何ら考えて来ておりません。

○清澤俊英君 農地証券の取扱いかたですね、大体初めは買上げ償還しないというやりかたですね、それを堅持していたのはいつまでなんですか。

○説明員(中島武君) 農地証券は御承知のように二十四年、二年据置、二十二年の元利均等償還という形で来ておりまして、それに自作農創設特別措置特別会計の歳入歳出のバランスの関係もありまして、これを早急に買上げるということは、勿論会計の性格上できないという方針をとつて来たのでありますけれども、財政的に、農地の売渡代金が非常に予想したよりも以上に上廻つたパーセンテージで入つて来たという関係で、大蔵省のほうでこれを早急に余剰資金で買上げようという問題が起きました。その問題を始めたのは二十四年からであります。

○清澤俊英君 何月ですか。

○説明員(中島武君) 二十四年の大体補正予算で考えたのであります。大体二十四年の暮であります。

○清澤俊英君 この際補正予算は取つたのでしよう。

○説明員(中島武君) はあ。

○清澤俊英君 それでこれが問題になつておられるので、補正予算で取つたが、農地証券を持つておられる方は、今いろいろ躊躇をなさつた、こういうお話がおりますが、大部分の農村では知らんでおつた。さうしてたま／＼参議院の選挙のちよつと前あたりが一番白熱的な問題になつたが、その当時補正予算が出る出ないという時分から、実際としては農村へた／＼のブローカーが入つて買上げが行われた。当時は二十二年年賦で殆どまとまつた金が入らないといふので、まとまつた金が欲しい人たちが大部分手離した。それが現地或いはいろいろ／＼なところへ先に廻つて行

つて買上げたために、實際利益した者は、一部の証券業者、一部の銀行業者だつた。こういうことになるのであります。只今あなたの説明では五億くらい、それくらいのもので買われておつた、さういふお話になつたのですが、どういふ御調査で五億円というものが出たのですか。

○説明員(中島武君) 先ほど申し上げましたように、この五億円というのは、確実な全国的な金融機関に当つたわけでもありませんし、勿論それらを調査することは非常に困難なことでありますので、我々といつたしましては、如何にしてこれらのものを大体つかむかというところに苦慮いたしておるのであります。さうして、さういふ数字をつかむことができなかった。それで結論は、勸業銀行或いは日本銀行を中心にしたしまして、大体の動きかたというものを銀行から聞きまして、これくらいのものがあるだろうという予想を、銀行の大体の見込によつて知つたというふうなわけであります。

○清澤俊英君 そうしますと、今こゝでいろいろ／＼お話ししていてもな／＼面倒でありますから、これは二、三カ月に大体買上げが行われてしまつた。さういふので、大体大どころで一まとめで出たと思ひますが、こゝで拂ひ出した何か残つておられますか、それを基本にして、大体どの方面へ、或いは勸業銀行或いは何銀行とか、何証券といふふうなところに、どのくらいのもものがどういふふうに行つて、この八十八億千四百万円がなされたか、大体の数字を参考書類として提出して頂きたいと思ひます。

○説明員(中島武君) 今の八十八億に對して現在までに買上げたものが、この表にありますように五十四億あるわけでありまして、これらの回収されたというものを対象にして回収されたかといふ点については、現在行われております日本銀行並びに勸業銀行等の回収機関に對しまして、全国的な調査を必要とする、さういふふうな考えられます。従つてこれらの数字を認めることに多少の時日を要すると思ひますが、それらの期間の余裕を與えて頂きたい、さう思ひます。

○油井賢太郎君 主計局にちよつと伺いたいのですが、一般会計の歳出のどこにこれは載つておられるのですか。まだ金額は載つていないのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは全体として債務償還費の中から一部を割いて出すわけでありまして、

○油井賢太郎君 さうして伺いたいのは、昭和二十四年から始まつたと言ふのですが、その前においても債務償還は確かにあつたはずですが、なかつたのですか、二十三年あたりには……。

○政府委員(佐藤一郎君) これはまだ起らなかつたのです。据置期間があるわけですね。

○油井賢太郎君 いや、据置期間があつても、ほかの国債とこれは事情が全然違ふのだから、国家の財政の許す限りにおいては、もつと早くやるべきではなかつたかと思ふのですが、いつの政府がやつたか、私は知りませんが、もつと当局としては親切味のあるやりかたを行なつておくべきではなかつたかと思ふのですが、その点についてどうですか。

○説明員(中島武君) 御指摘の点につきましては、農地証券が先ほども申し上げ

ましたように二十二年の据置、元利均等償還ということになつたおきま
す。この買上げという問題が上つたの
は、私どものこの特別会計自体に余剰
財源的な、一時的な余剰財源ができ
た。その財源を遊ばして置くことはも
つたないではないかという、各方面
のいろいろのお話がありまして、それ
ではこれは当然資金融通面等も考えら
れるけれども、これは飽くまで農地証
券に肩替りすべきものであるという意
見が司令部等からも出て参りまして、そ
れから買上げという問題が起きたので
ありまして、それ以前におきましては、
買上げというようにことを考えてい
なかつた。そこで問題は買上げをする
ためには財源そのものが足りない。足
りない分は債務償還費でそれを出そ
うじやないかということになつたので
ありまして、最初から債務償還費で出
すという問題は、全然考慮されてい
なかつたと思つております。

○委員長(小串清一君) 清澤委員に申
上げますが、先刻の御注文のあれは相
当の時日を要するといふのですが、こ
の問題についてなお質疑がさうなけ
れば、質疑を打ち切りたいと思ひます
が……。

○松永義雄君 買上価格というのは時
価ですか。
○説明員(中島武君) 農地証券の買上
価格についての御質問であります。こ
れは買上価格は額面でありまして、
それと当該年度までの利子の支拂期間
が来ているものには、利子を含めて買
い上げるものになつております。

○松永義雄君 時価はどれくらいして
おるのですか。
○説明員(中島武君) 当時農地証券が
金融機関の手に流れておるといふよう

な話をいろいろ聞いた際に、これは地
域的にいろいろ、それから又買上げを、
売渡そうという人の経済的な条件とい
うような問題もありまして、必ずしも
一律に考えるわけに行かないのであ
ります。農地証券が将来のいま二
十三年間持つて行かれるというよう
な考え方があつた時代には、最低四五
割のものを下がつておつた。それが
国が買上げをするだろつたというよう
な兆しが見えてから、どん／＼上昇し
まして、それが大体七〇％か八〇％程
度までに引上つたといふことを聞いて
おります。

○委員長(小串清一君) 別に質疑が
ないようでありますから、先刻清澤委
員の御注文の問題は、後日配付する
ということにしまして、この質疑は盡
きものと認めて、直ちに討論に入る
ことに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小串清一君) 御異議ないと
認めます。それではこれより討論に入
ります。御意見のおありのかたは、そ
れぞれ賛否を明らかにしてお述べを願
ひます。
○油井賢太郎君 私はこの法律案には
賛成をいたします。併しながら只今ま
での質疑応答にも明らかに現われてお
りました通りに、こういうふうな農民
の、いわゆる困つた人々のためにこの
証券を、金融の途を開くといふような
ことを政府が考えていたかつたとい
うことに対しては、非常に不満を感じる
ものであります。而も債務償還という
ことは、その当時も並行して行われて
いる際には、こういう農地証券のこ
きものから先ず優先的に償還の途を開
くといふ考えを持つのが当然じやなか
つたか、こういうふうになつておるの

あります。将来若しこういうふうなも
のが、同様なものが出ました際に、政
府当局といたしましては、一般庶民、
或いは大衆といふ人々の幸福のために
先ず困るというふうな考えで以て行わ
れんことを強く要望いたしまして、賛
成するものであります。
○委員長(小串清一君) 他に御意見も
ないようでありますから、討論は終局
したものと認めて御異議ありません
か。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小串清一君) 御異議ないと
認めます。それではこれより採決に入
ります。本案に御賛成の諸君の挙手
を願ひます。
〔総員挙手〕

○委員長(小串清一君) 総員賛成と認
めます。よつて本案は満場一致を以て
原案通り可決すべきものと決定いた
しました。なお本会議における委員長の
口頭報告の内容については、本院規則
百四條によりあらかじめ御承認を願
うことに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小串清一君) 異議なしと認
めます。それから委員長が議院に提出
する報告書に添附する多数意見者の御
署名をお願いいたします。
多数意見者署名
森 八三一 油井賢太郎
小宮山常吉 黒田 英雄
小林 政夫 清澤 俊英
杉山 昌作 岡崎 眞一
愛知 揆一 松永 義雄

開する法律案につきまして、先刻松永
委員より開拓者の納税その他について
の御質疑のために政府の答弁を要求せ
られました。只今国税庁の村山所得税
課長が参りましたので、お尋ねを願
ひます。
○松永義雄君 これは国税庁はよく御
承知のことと、その事情はここで私が
くどく申し上げることもないと思ひま
す。開拓者諸君が瘠地の開墾をするの
に如何に困難であるかが、常識から判
断してわかり切つておるのにもかかわ
らず、課税の上において一般の農民と
同じような標準によつておつて、その
ために開拓農民の苦しみは想像に余
りあるものがあつたのであります。が、
今更それを申上げるのもどうかと思
うのですが、併し将来税務署、国税庁と
いたしましては、そうした開拓者に対
してどういふような方針を以て課税上
取扱つて行かれるかといふお気持ちを
一言お聞きしたいと思ひます。
○説明員(村山達雄君) お答え申上げ
ます。現在開拓者に対する所得税法上
の課税につきましては、特別の規定を
持つておりません。ただ従来問題
になりましたのは、この開拓した当時
に非常に所得が少いといふので、その
所得の見積りに当りまして、とすると
と正確を欠いておつたために、多少問
題があつたことにごさいます。これが
大体食糧事情がよましくつて、開拓
が行われておりました昭和二十二年、
三年頃の事情でございます。その後漸
次税務行政の執行のほうも、所得の計
算が精密になりましたために、實際上
つた所得程度しか見込まなくなりました
ので、事実上殆んど問題は解消して
おると思ひます。と申しますのは、

何と申しましても、開拓した土地は、
一般の田畑よりも所得は非常に少いわ
けでございます。農家が平均いたしま
して、扶養親族が約五人くらいありま
すと、現在の税法で扶養親族の控除が
約六万円、それに基礎控除の二万五千
円、合算すると約八万五千、昨年の
農業所得者の平均が約十でございま
す。そういたしますと、實際問題とい
たしまして、開拓者の場合は、大部分
の場合は今すでに課税点からおつこつ
てしまふ。こういう事情にありますた
めに、去年、今年を通じまして、開拓
者については問題もあるといふことは
耳にしております。従いまして今後税
法改正が何らかの形で行われまして、
これらの開拓者について非常に無理に
税がかかつて来るという事態が起きま
した場合には、又そこで考慮の問題に
なると思ひますが、現行税法
では、特に開拓者のために今考えねば
ならんほど税制が不自由にできておる
とは思つておりません。

○松永義雄君 先ほど申し上げました
ように、只今も政府委員から説明いた
しておつたように、二十二年、二十三
年頃の開拓者に対する課税というもの
が、殆んど負担に堪えないような酷な
ものであつた。そのために没落して行
く者がかなりあつたのであります。そ
の当時我々は強く税務署へ行つてその
間の事情を説明して、素人でもこれは
わかることなんで、一般の、長くやつ
ておる熟練した者と、新しく山林を拓
いて、そうして始めた、開拓しておる
者とを、それを同一の標準によつて取
扱ふ、これはひどいじやないかと言つ
て説明し、その他いろいろの努力によ
つて税務署もわかつて来たといふこと

になつて来ておる。当時の一体そうした犠牲に對して、今更ぐちを言つても始まらないでしようが、併しそれに対してあなたの方で考慮するか、或いは他の方面の支出によつて、そして開拓者の経済を補つて行くことが必要じやないかと思ふのです。どうか一つ開拓者の諸君が、非常に苦しんでおるのでありますから、あんなことは二度と繰返さないように、一つ十分あなたのほうから注意して頂きたいと思ひます。希望だけを申上げて置きます。

○杉山昌作君 これは法律の形式の問題に關連するので、主計局のほうにお尋ねするのでありますが、これは開拓者資金融通特別会計法ですか、そのほうでこの資金は借入れるなり、或いは公債を発行してやるのだ。だけれどもそれでは健全財政の立場から工合が悪くと思ふから、二十四年度からこういう恰好でやつて来たところ、こう言うのではありませんか、そういうたしと、こういふふうな考え方であるならば、今日の財政状況が非常に悪く、或いは財政の方針が非常に悪くなることならば、やはり二十七年、二十八年と続くのではないか。併しこの法律の形式を見ると、二十六年度だけあります、これが今までに二十四年度、二十五年度、二十六年度と、こういう法律を繰返して行つた理由ではないかと思ふのであります。これは一種のインヴェンツリー・ファイナンスのようなもので、政府はインヴェンツリー・ファイナンスということに自信がないものだから、年々こういうことを続けて行くつもりなのかどうか。そのこととちよつと伺いたいと思ひます。

○政府委員（佐藤一郎君） それはどうも私が御答弁してよいかわかりませんが、先日もちよつとお答え申上げましたが、インヴェンツリー・ファイナンスの問題も一面ございまして、純粹なインヴェンツリー・ファイナンスと言へるかどうか多少問題であります、いづれにいたしましても、本特別会計としては当初の出発以来、借入金金の制度ということで当初は出発してやつて来ておるわけでありまして、それで、この本法自体を変えてしまつて、今後は成るべく借入金金の制度によらないで一般会計からの繰入れということに制度化したらどうか。まあ御意見を押進めると、そういうことにならうと思ふのでありますが、そこまで私自信を持つて変へるといふ段階には達していないと、こう考へております。先日お話がありましたように、借入金金をやるのが自然ではないかという意見の一部には相當強いわけでありまして、今早急に従来の建てかたを将来に亘つて全面的に変へるといふところまで、思ひ切つてやるべきかどうかといひますと、私のほうとしてはそこまで考へる必要はないのではないかと、こう考へております。

○小林政夫君 昨日要求した資料として手許に配布されておるのでありますが、これは事務局別の資金の枠は、二十四年度及び二十五年度の狀態はわかつております。私の昨日お尋ねしました趣旨は、こういうふうな区分によつて實際にどういふ仕事をしたか、例えば住宅資金にしても、一体何戸建つたのかというふうなことで、それから共同施設としてはいろいろ共同施設があるでしようが、どういふ種類の共同施設

を何カ所にどういふことで作つたかというふうな、事業の実態がわかる資料が欲しい、こういう要求をしたわけですが、勿論これは本来なら予算委員会が審議するものでしょうが、一応形式的な資金操作のことだけの法案なんで、本委員会としては実態について検討することについてはいろいろ疑問があると思いますが、一応実態を知らんと困ると思ふのですがね。

○説明員（野田哲五郎君） 資料につきまして、只今御指摘の点が欠けておりましたのは遺憾であります、住宅資金と申しますのは、これは昭和二十二年まででありまして、二十三年以降は全部補助金によつて行われておりました。今までこれによりまして貸付けました住宅は八万五千戸ございまして、それから共同施設資金のほうは、これは八百四十六件貸してあります。當農資金は、これは農業經營上必要な資材の購入でありまして、非常に多方面でありますから、それはむしろ開拓の実績という面において捉へるべきではないか、かように思つております。

○小林政夫君 いろいろ事業の実態は、どこの委員会が検討しておりますか。

○説明員（野田哲五郎君） 農林委員会と思ひます。

○委員長（小串清一君） 別に御発言もなければ、質疑は盡きたものと認めて、討論に入ることに御異議ありませんか。

○油井賢太郎君 党で一応打合せをしなればならんから……。

○委員長（小串清一君） それでは質疑は盡きたものと認めて、次の案に移ります。

○小林政夫君 議事進行について。この開拓者資金融通特別会計のこの法案、こういうふうな例に類する、例えば本委員会においては、経営資金の繰入れ、繰戻しというふうな形式だけを審議しておる、実態は他の委員会において審議しておるというふうな法案の審議について、勿論本委員会においても実態を研究してもいいわけでありませんが、他の委員会の審議の経過とも関連をする問題だと思ひますから、その採決については、そういう点も十分睨み合せてお願いしたいと思ひます。（賛成と呼ぶ者あり）

○委員長（小串清一君） 只今小林君の御希望通り、この案は質疑は終了しましたが、討論採決を延ばすことについて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（小串清一君） さうに決定いたします。

○委員長（小串清一君） 商品券取締法の一部を改正する法律案、これは簡單のようでありまして、酒井理財局長も見えておりますから、酒井理財局長から御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員（酒井俊彦君） 商品券取締法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

最近御承知のように政府の債務償還或いは日本銀行のいわゆる國債オペレーションによりまして、市中にありまるところの國債がだんだん減少いたして参りました。ところが現在の商品券取締法によりまして、商品券を発行しようといふ者は、発行高の二分の一に相當する國債を供託しなければならんことになつております。そうし

てこの供託物は、現在の法律では、國債に限られておるのであります。従いましてさういふふうな市中にだんだん國債が減少いたして参りましたので、なにか國債が入手困難であるところからいたしまして、この法律を改正いたしまして、國債のほかに金銭、地方債或いは主務大臣の確定と認めまところの社債、若しくはこれに準ずる債券というものが供託物件として供託し得るということにいたして、國債入手の困難を緩和いたしたいというのが、大體の趣旨でございますが、な

おこの機会に、現在の法律は昭和七年に制定になりまして、當時若干の法律の不備がありまして、例えば五條で、當該官吏が商品券発行者の店舗その他を検査することができるようになつていますが、その場合に身分を示す証票を持参するといふ規定が欠けておりますので、これらの点を併せて改正いたしたいというのが第二点であります。なお當時制定のままで、罰則等もそのままになつておりました、今日の貨幣価値から申しますならば、罰金の額が何如にも低額に過ぎるといふこともございまして、これを今日の貨幣価値に合わせましてそれなりの罰金を改正するといふのが、本案の趣旨でございます。簡單でございますが、以上を以ちまして御説明を終りたいと思ひます。

○愛知揆一君 ちよつと参考までに伺いたいのでありますが、國債の減少に關連する問題として、商品券取締法以外に供託を國債に限定し、或いは國債その他のものが規定されておるものがあると思ふのでありますが、その他の類似の例と、それに対する処置、或いは

んけれども、お役人のかたは、割合に正直なので、デパートの役員なんかは海千山千の人が多いのであります。そのために小売商人がどれくらい商売上に圧迫を受けておるかということ、これは皆様よく承知しておられますので、私が申し上げるまでもない。その点は、利益を受けている半面、嚴重に一つデパートに対しては法律通りに励行してもらいたいと思います。

○政府委員(酒井俊彦君) お話の通り発行高というものは非常に一般に利害関係のあることでありますから、嚴重に私どもとしても調査をいたします。勿論その間に調査漏れがあるというようないことはないことを期しておりますが、なお今後も検査等を励行いたします。十分注意したいと思つております。なおこれに關しまして、昨年の六月まで各地方に届出事務権限が委任されておつたのであります。財務局に去年の七月から事務が移管されました。六月に六十三件の届出がありました。七月には二百七件と、大体三倍以上に殖えています。これなども財務局で徹底的に各地方の商品券の発行高を取調べるということに努力いたしました結果、無届のものも全部届出をさして、正規の取締りに乗せるといふことをいたしました結果、届出件数が非常に殖えて来たものであらうと思ひます。

○松永義雄君 これは御出席の政府委員に対する御質問にならないので、或いは主税局に対する御質問にならうと思ひますが、とにかく御承知の通り三越にしてもなんにしても株の値段は恐ろしく騰貴いたして、如何にもデパートの商売は儲かるのかとき印象を

與えているのです。これは法人税の問題になるのではしようが、三越や三井が住民税は僅か二千円か三千円で、誠にちよつと想像もつかないような数字が出ている。一つあつた儲かるデパートに対しては徹底的に誤りなく調査してもらわなければならない。税法の改正も考えなければならぬと思ふのです。デパートによつて小売商店が非常に圧迫を受けておることは申すまでもない。このままで行けばデパート中心になつてしまふ。曾つての昔の小売商人保護の運動が又始まるだらうと思ふ。念のために申上げて置きます。以上で私の質問を終ります。

○政府委員(酒井俊彦君) 只今の御質問に対するお答えではございませんが、御参考までに商品券に対する税のことを申し上げます。国で大体六%税をかけております。それから東京の場合で申しますと東京都が四%、合計一割というものが商品券にかかつております。これが大体お客さんのほうの負担だらうと思ひます。ただ百貨店のほうから申しますと、商品券はやはり偽造を防ぎますために相当立派な印刷をしなければならぬ。なお二分の一に相当する担保を大体金融機関等から借りまして供託して置くのでありますから、それらの金利を合せ、又印刷費等を合せますと、まあ必ずしも金融機関から金を借りて運転資金に充てた場合よりも商品券のほうが有利だといふことも言えない場合が多いのじやないかと思ひますので、ちよつと御参考までに申上げて置きます。

○松永義雄君 そいういふような御答弁があるから発行額及び発行残高について疑を持つて来るわけです。デパート

があればどの株価を呈しておるのに儲けておるといふことは、如何に金を只使つてゐる、金利も拂わないで使つてゐるかといふことがはつきりわかる。だから私は発行残高及び発行額については、話合ひといふような程度を越えて、もつと徹底的に一つ調べないといふかと思ふのであります。

○委員長(小串清一君) 別に御質疑もないやうでありますから盡きたものと認め、討論に入ることに御異議ございませんか。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願ひます。ほかに御意見もございませんやうですから、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) それから委員長が議院に提出する報告書に対する多数意見者の御署名をお願いいたします。

多意見者署名
黒田 英雄 愛知 揆一
小宮山常吉 油井賢太郎
森 八三 九鬼紋十郎
小林 政夫 岡崎 眞一
杉山 昌作 松永 義雄
佐多 忠隆

○政府委員(酒田好祐君) 只今提案になりました国家公務員等の旅費に關する法律案について大体内容を御説明いたします。

○委員長(小串清一君) 次は国家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律案、なお国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に關する法律案、二案を一括して質疑を開始いたします。二案について政府委員より御説明をお願いしたいと思います。

で非常に煩雜な手数になつておるのであります。併しながら現実にその効果は余り期待できないのであります。むしろこれは従前やつておりましたやうに、旅行命令簿に記載いたしました。事務を簡素化したほうがいいのじやないかといふような考え方からいたしまして、旅行命令簿に記載することによりまして、旅行命令を出すという形にいたしましたのであります。それから第二点は、従来例へば税務署の職員の出張、例へば管内の所得の調査のために常時出張いたす場合とか、或いは食糧事務所とか、或いは公共事業の出張といふやうに、常時出張をするやうな場合におきまして、出張することゝが殆んどその職務となつておるやうな場合におきましては、その手続の煩瑣を省くために日額旅費という形で旅費を出すことになつておるのであります。従来は日額旅費は各省各庁の長が大蔵大臣と協議して出すということになつておるのであります。この各庁の長が大蔵大臣と協議をしなければならぬことになつておるといふことが、各省各庁によりまして不權衡を生ずる虞れがある。この關係を統一的にいたしますために、日額の旅費につきまして、その支給対象を大蔵大臣が指定して、簡素化を図らうといふのが第二点でございます。それから第三点は、現在の旅費は、現在の旅費法によりまして、一定の定額がきまることに相成つておるわけでございますが、現在の法律によりましては、不当にその旅費の実費を超えた場合におきましては、その超えた分を削減することができるといふ、旅費の調整権限が各省各庁の長に與えられておるのであります。

○政府委員(磯田好祐君) 御承知のようには、国家公務員の給與につきまして、今年の一月以降その給與ベースが従来の六千三百円ベースからいわずゆる八千円ベースまで引上げられたわけでございます。ところが現在の法律によ

○政府委員(磯田好祐君) 支給総額と申しますと給與に対する割合でございますか。

というような官庁も一方に現われ、一方においては今度は予算に組まれただ

とか何とかいふものの数はきめられておられますか。

す。本案に御賛成の諸君の挙手を求めます。

〔総員挙手〕

○委員長(小串清一君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決せられました。

なお本会議における委員長の前頭報告の内容については、本院規則第四百條によつて、あらかじめ御承認を得ることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。

それから委員長が議院に提出する報告書に対する多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

黒田 英雄 油井賢太郎
小宮山常吉 九鬼紋十郎
小林 政夫 岡崎 眞一
杉山 昌作 愛知 揆一
佐多 忠隆

○委員長(小串清一君) 次に国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案について御質問があります。よろしく願ひします。

○佐多忠隆君 国家公務員の給與ですが、これは二十六年の予算に組んである人件費ですと、一般会計或いは特別会計、一人当たり平均どれくらいになるのですか。

○政府委員(磯田好祐君) 只今佐多委員から御質問のありました昭和二十六年度におきます公務員の給與の平均額は、総予算においてどういふふうに入込んであるかという御質問でございます。

この点につきましては、先般参議院の人事委員会からも資料提出の要求がありまして、現在その各自明細によりまして算定中でございます。併し大体私どもの目の子で一応計算いたしましたところでは、八千円をちよつと上廻るところではないかというふうに考えております。

○佐多忠隆君 その今お調べの資料はいつ頃までにできますか。

○政府委員(磯田好祐君) 遅くとも今週一ぱい程度には提出したいと思ひます。

○佐多忠隆君 それではそれをこちらにも御提出願ひたい。それから、よくわからないのですが、この場合には、国鉄とか専売はこの国家公務員共済組合法の中に入つておらないのですか。

○政府委員(磯田好祐君) 国鉄専売は、それ／＼の法律の條文によりまして、この国家公務員共済組合法の規定を準用することにいたしております。

従ひましてこの法律におきましては、国鉄専売におきましてもこの一般公務員の共済組合の年金の改定の際におきまして、同時に、同じようにこれを引上げて、さうに相成つておるわけでございます。

○佐多忠隆君 国鉄の場合は、さういふ問題、団体交渉なり何なりによるというふうなことになるのではないかと、思ひますが、若しこれを準用するといふことにここで規定されまると、さういふ団体交渉なり何なりの範囲外になつて、法律的に確定してしまふという結果になるのですか。

○政府委員(磯田好祐君) 只今御質問の点は極めてむずかしい問題であります。現在の国鉄、専売の給與その他の労働条件については公共企業体労働関係法によりまして、団体交渉の対象になるといふことになつておるようになります。記憶しておるのでございます。現在までのところ国鉄、専売につきま

ては御承知のように職員の大分は元一般公務員であつた、従つてその大部分につきましては、従つてその大部分に適用されておるわけでありまして、それから又恩給法の適用にならないところの旧雇傭人につきましては、ここにあります。いゝゆる国家公務員共済組合の規定によりまして、その退職年金を支給するといふ形になつております。それから又これと不可分の関係にありますが、退職手当法というものが別に一つござい

ます。これにつきましても団体交渉の対象になるのかわからないのかといふいろいろの問題があるわけでございます。

併しながら現在までのところ政府内部にいたしましては、御承知のように昨年の年末におきましてマイヤースの勸告がありまして、新しい新恩給制度ができるという問題が現在いろいろ問題になつておるわけでありまして、その際におきまして従来の恩給制度なり、共済組合制度なり、或いは退職金制度なりをどうするかという問題が問題となり得ると思ひます。

○佐多忠隆君 国鉄の場合、現在のところこれらの恩給、それから共済組合の年金並びに退職手当といふものは、それ／＼法律できまりましたところの基準によつてこれを支給するといふことに相成つておるわけでございます。

○小林政夫君 年金額の改定によつて増加する費用の総額は幾らですか。

○政府委員(磯田好祐君) この年金額の改定によりまして、この年金額と申しましてもこれはすでに昭和二十五年の十二月三十一日までに退職したところの雇傭人に対する分の引上でありまして、この分に伴います一応の予算の総額といたしましては二億二千五百万円

といふような一応計算をいたしております。この分につきましては来年度の交付金には算定いたしてございます。

○佐多忠隆君 そうしますと先ほど専売と国鉄のほうは一応これに準用することになり、と法律的に確定されることになるので、団体交渉の対象からこの問題が外されることになるであらうといふふうにご了解していいのですか。

○政府委員(磯田好祐君) その問題につきましては、従来もさういふシステムになつておりましたし、今後もさういふふうになつても恒久的な恩給制度に改正せられるまではこの制度によつて行くのが適當ではないかと政府ではさうに考えております。

○佐多忠隆君 今恩給制度の問題、退職金法等の問題はそれとして別に論議したいと思ひますが、仮に準用する三項を取つたとしたならばあなたがたのこの法律を実施して行かれる上において何がしかの不都合があるかどうか、或いは不都合がでるとすればどういふところにお困りになるか、さういふ点をお伺ひします。

○政府委員(磯田好祐君) 只今佐多委員の御指摘になりました点は、今度準用するといふ規定を落したらどうかといふふうには拜聴いたしましたのでござい

ますが、もと／＼現在の日本国有鉄道法並びに日本専売公社法におきまして、さういふもの、国家公務員共済組合法の規定を準用するように相成つておるわけでありまして、従ひましてこの年金の額を改定するためには、どういたしましても日本国有鉄道法身体を変えなければいかん、或いは日本専売公社法身体を変えなければ、現在の年金の額

は従来のまま据置かれる、団体交渉の対象にはならない。準用する規定をそのまま置いておくといふことにいたしますならば、従来の日本国有鉄道法の五十七條並びに日本専売公社法の五十一條によりまして、現在の国家公務員法の規定が準用されておりますので、従ひましてその年金の額は、従前の低い給與ベースでそのままそれが基準になるといふことに自動的になるわけでありまして、従ひましてその際に

おきましても、この規定を落しまして、落せば従来の低い基準によるといふことになるわけでありまして、これを準用いたしませんと国鉄、専売はお騒ぎになるのじやないか、かように思ひます。

○委員長(小串清一君) それでは本案は質疑は盡きたものと認めて、討論に入ることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御意見もないようでありまして、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。本案に賛成の諸君の挙手を願ひます。

〔総員挙手〕

○委員長(小串清一君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容については、本院規則第四百

四

四

四

條によりあらかじめ御承知願うことに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。

それから委員長が議院に提出する報告書に附する多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

黒田 英雄 佐多 忠隆
小宮山常吉 愛知 揆一
岡崎 眞一 油井賢太郎
小林 政夫 九鬼紋十郎
杉山 昌作

○愛知揆一君 現在大蔵委員会が審議中の議案の表を順次頂いておるわけですが、本日は議院終了後でもよろしくございませうが、大体どういう状況になっておりますか、ちよつと進行の現況を事務局からでも御説明願えれば……。

○委員長(小串清一君) 承知しました。ちよつと調べる必要がありますから、会議終了後に御報告申し上げます。それでは本日はこの程度を以て散会いたします。

午後四時九分散会

出席者は左の通り。

委員長 小串 清一君
理事 大矢半次郎君
杉山 昌作君

委員

愛知 揆一君
岡崎 眞一君
九鬼紋十郎君
黒田 英雄君
清澤 俊英君
佐多 忠隆君

政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計

局給與課長

大蔵省主計

局法規課長

大蔵省理

財局次長

酒井 俊彦君

西川甚五郎君

磯田 好祐君

佐藤 一郎君

森 八三三君

木村禧八郎君

大蔵省主計

局給與課長

大蔵省主計

局法規課長

大蔵省理

財局次長

酒井 俊彦君

西川甚五郎君

磯田 好祐君

佐藤 一郎君

森 八三三君

木村禧八郎君

大蔵省主計

局給與課長

大蔵省主計

局法規課長

大蔵省理

財局次長

酒井 俊彦君

西川甚五郎君

磯田 好祐君

佐藤 一郎君

森 八三三君

事務局側

常任委員

會專門員

常任委員

會專門員

會專門員

會專門員

會專門員

會專門員

會專門員

會專門員

會專門員

會專門員

會專門員

會專門員

會專門員

會專門員

會專門員

會專門員

會專門員

會專門員

會專門員

會專門員

會專門員

會專門員

會專門員

會專門員

會專門員

會專門員

會專門員

松永 義雄君
小林 政夫君
小宮山常吉君
高橋龍太郎君
油井賢太郎君
森 八三三君
木村禧八郎君

大蔵省主計
磯田 好祐君
大蔵省主計
局法規課長
大蔵省理
財局次長
酒井 俊彦君

常任委員
會專門員
常任委員
會專門員
常任委員
會專門員
常任委員
會專門員

國稅庁所
得稅課長
農林省農地局特
別會計課事務官
農林省農地
局營農課長
野田哲五郎君
中島 武君

説明員
村山 達雄君
得稅課長
農林省農地局特
別會計課事務官
農林省農地
局營農課長
野田哲五郎君
中島 武君

審査のための付託は二月二十八日)

一、国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改訂に関する法律案(予備審査のための付託は三月二日)

同日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

外国為替資金特別会計法案

(本邦通貨たる現金をいう。以下同じ。)に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行して、一時これを補足することができ

2 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

3 第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、一年内に償還しなければならぬ。

(外国為替資金の運用)

第五條 外国為替資金は、外国為替等の売買に運用するものとする。

2 外国為替管理委員会は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があるとき、外国為替資金に属する外国為替等を外国為替銀行(外国為替及び外国貿易管理法第十條第三項に規定する外国為替銀行をいう。)及び外国にある外国銀行で大臣の指定するもの(以下「外国為替銀行等」と総称する。)に対して預入し、若しくは貸し付け(貸越の契約に基づく場合を含む。以下本項中同じ。)又は同資金に属する現金を外国為替銀行等に預入し、若しくは貸し付けることができる。

3 外国為替管理委員会は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があるとき、この会計の負担において、外国為替銀行等から、外国為替等の預入を受け、若しくは外国為替等の借入れ借越の契約に基づく場合を含む。又は外国為替手形の引受若しくは外国

為替銀行等の外国為替等に係る債務の保証をし、又、この会計の負担において、外国為替銀行等から現金の預入を受け、若しくは借越の契約に基づいて現金を借り入れることができる。

4 外国為替管理委員会は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があるとき、この会計の負担において、外国為替銀行等から外国為替等の寄託を受け、又は外国為替銀行等に外国為替等を寄託することができる。

5 この会計において、外国為替資金に属する現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(外国為替資金の運用の事務の委託)

第六條 外国為替管理委員会は、前條の規定による外国為替資金の運営に関する事務を、日本銀行に取り扱わせることができる。

(外国為替等の売買に伴う損益の処理)

第七條 外国為替等の売買に伴つて生じた利益は、この会計の当該年度の歳入に組み入れ、外国為替等の売買に伴つて生じた損失は、この会計の当該年度の歳出をもつて補てんする。但し、補てんのためのこの会計の当該年度の歳出予算額が当該補てん額に対して不足するときは、当該不足額は、翌年度において補てんするものとする。

2 前項の規定による利益及び損失の計算の方法並びに当該利益の繰入及び当該損失の補てんの時期は、政令で定める。

昭和三十六年三月七日

大蔵委員会会議録第十六号

第六部

参議院

(外国為替等の価額の改定及びこれに伴う損益の処理)

第八條 外国為替資金に属する外国為替等の価額は、外国為替相場(外国為替等のうち金銀地金以外のものについては外国為替及び外国貿易管理法第七條第一項又は第二項の規定により大蔵大臣が定める基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をい、金銀地金については物価統制令(昭和二十一年勅令第十八号)に規定する統制額とする。以下同じ。)に変更があつたときは、その都度、変更後の外国為替相場により改定するものとする。

2 前項の規定による外国為替等の価額の改定に基いて生ずる利益又は損失は、外国為替資金の評価益又は評価損として整理するものとする。

(歳入及び歳出)

第九條 この会計においては、第七條第一項の規定による利益の組入金、外国為替資金の運営に基く収益金(外国通貨をもつて表示されるものについてはその円貨代り金とし、第七條第一項に規定する利益を除く。以下同じ。)、第十八條第二項但書の規定による借入金、第十四條の規定による一般会計からの補てん金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、事務委託費、外国為替資金の運営に要する経費(外国通貨をもつて表示されるものについては、その円貨代り金。以下同じ。)、第十八條第二項但書の規定による

借入金及び融通証券の償還金、一時借入金、借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費、第七條第一項の規定による損失の補てん金並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予算計算書の作製及び送付)

第十條 内閣総理大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書には、左の書類を添附しなければならない。

一 前年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

(歳入歳出予算の区分)

第十一條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第十二條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第十條第一項に規定する歳入歳出予算計算書及び同條第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

(決算上の剰余の繰入)

第十三條 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上、当該年度における第七條第一項の規定による利益の組入金、外国為替資金の運営に基く収益金及び附属雑収入の收納済額の合計額(以下「収

納済額の合計額」という。)から当該年度における事務取扱費、事務委託費、外国為替資金の運営に要する経費、一時借入金、借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費、第七條第一項の規定による損失の補てん金並びに附属諸費の支出済額と当該年度における第二十二條第一項の規定による歳出金の翌年度への繰越額との合計額(以下「支出済額等の合計額」という。)を控除して残余があるときはこれを一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

(決算上の不足の補てん)

第十四條 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上、收納済額の合計額が支出済額等の合計額に不足するときは、これを当該年度の一般会計の歳出をもつて補てんする。但し、その補てんのための歳出予算額が当該年度において計上されていないため補てんできないときは、又は計上された当該年度の歳出予算額が当該補てん額に對して不足するため補てんできないときは、その補てんできない金額は、翌年度において補てんするものとする。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)

第十五條 内閣総理大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損

益計算書を添附しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十六條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前條第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同條第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(歳出の支拂上の余裕金の預託)

第十七條 この会計において、歳出の支拂上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(一時借入金、借入金及び融通証券の起債並びに外国為替資金に属する現金の繰替使用)

第十八條 この会計において、歳出の支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、若しくは融通証券を発行し、又は外国為替資金に属する現金を繰替使用することができ

2 前項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替使用金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。但し、歳入不足のため償還できないときは、その償還することができない金額を限り、この会計の負担において借入金をし、又は融通証券を発行することができ

3 前項但書の規定による借入金又は融通証券は、一年内に償還しな

ければならない。

(一時借入金、借入金及び融通証券の起債、償還等の事務)

第十九條 第四條第一項の規定による一時借入金及び融通証券、前條第一項の規定による一時借入金及び融通証券並びに同條第二項但書の規定による借入金及び融通証券の起債、償還等に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第二十條 第四條第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子、第十八條第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子、同條第二項但書の規定による借入金及び融通証券の利子及び償還金並びにこの会計の負担に属する融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(資金支出負担行為計画及び資金支拂計画)

第二十一條 外国為替管理委員会は、政令で定めるところにより、外国為替等の買取並びに外国為替資金に属する現金の預入及び貸付の原因となる契約その他の行為(以下「資金支出負担行為」という。)

の所要額並びに外国為替資金に属する現金の支拂(以下「資金支拂」という。)

の所要額を定め、資金支出負担行為の計画(以下「資金支出負担行為計画」という。)

又は資金支拂の計画(以下「資金支拂計画」という。)

に関する書類を作製して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による資金支出負担行為計画及び資金支拂計画の承認をしたときは、資金支出負担行為計画については、外国為替管理委員会及び会計検査院に、資金支拂計画については、外国為替管理委員会、会計検査院及び日本銀行にその旨を通知しなければならない。

3 外国為替管理委員会は、資金支出負担行為又は資金支拂をしようとするときは、第一項の規定による大蔵大臣の承認を経た資金支出負担行為計画又は資金支拂計画に定める金額をこえてはならない。
(支出未済額の繰越)

第二十二條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(金銀地金の取得)

第二十三條 この会計において取得することができる金銀地金は、対外支拂の決済上必要なものに限る。

(会計の運営に関する事務の委託)
第二十四條 外国為替管理委員会

は、第六條に規定する事務の外、この会計の運営に関する事務を日本銀行に取り扱わせることができる。

2 前項の場合において、外国為替管理委員会は、外国為替資金の運営に要する経費の支拂に必要な資金を日本銀行に交付することができ。

(実施規定)

第二十五條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 外国為替特別会計法（昭和二十四年法律第二百二十七号）は、廃止する。

3 外国為替特別会計の昭和二十五年分の入収入支出並びに昭和二十四年度及び昭和二十五年度の決算に關しては、なお従前の例による。

4 外国為替特別会計において、一時借入金、借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に關する経費、事務取扱費、事務委託費並びに附屬諸費につき、昭和二十五年分中に支拂義務の生じた歳出金（以下「支出決定済歳出金」という。）で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、この会計に繰り越して使用することができる。

5 第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による繰越について準用する。

6 この法律施行の際外国為替特別

会計に属する資産（現金及び未收金債権を除く。）及び負債（支出決定済歳出金に係るものを除く。）は、外国為替資金に帰属するものとする。

7 外国為替特別会計の昭和二十五年分の出納の完結（以下「出納の完結」という。）の際同特別会計に属する現金のうち支出決定済歳出金に係る負債で出納の完結までに弁済を終らなかつたもの（以下「繰越負債」という。）の額に相当する金額を除いたもの及び出納の完結の際同特別会計に属する未收金債権は、出納の完結の際外国為替資金に帰属するものとする。

8 繰越負債は、出納の完結の際この会計に帰属するものとし、同特別会計の歳出をもつて弁済するものとする。

9 出納の完結の際外国為替特別会計に属する現金のうち繰越負債の額に相当するものは、その際この会計の歳入に繰り入れるものとする。

10 旧外国為替特別会計法第十四條第四項但書の規定により借り入れ、又は発行した借入金又は融通証券でこの法律施行の際償還未済のものは、第四條第一項の規定により当該借入金又は発行の日において借り入れ、又は発行した一時借入金又は融通証券とみなす。但し、当該借入金又は融通証券の額は、同條第二項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額の計算には算入しないものとする。

11 外国為替及び外国貿易管理法の一部を次のように改正する。

第二十一條及び第二十二條中「外国為替特別会計」を「外国為替資金特別会計」に改める。

12 外国為替管理委員会設置法（昭和二十四年法律第二百二十九号）の一部を次のように改める。

第三條第一号中「外国為替特別会計」を「外国為替資金特別会計」に改める。

第四條第九号中「外国為替特別会計への」を「外国為替資金特別会計への」に、「外国為替特別会計の資金」を「外国為替資金」に改める。

第十四條第二項中「外国為替特別会計」を「外国為替資金特別会計」に改める。

13 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「造幣庁特別会計」を「外国為替資金特別会計、造幣庁特別会計」に改める。

昭和二十六年三月十三日印刷

昭和二十六年三月十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所